

第 129 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）第29条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
早岐港ハウステンボスマリーナ及び ハウステンボスハーバー	佐世保市ハウステンボス町 4 番地37 H A I K I マリーナハーバー合同会社 代表社員 株式会社NATiON. 職務執行者 北村 元樹	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

県管理港湾施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県港湾管理条例第32条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。